

ISSN 0286-4258

2021年3月8日 印刷

2021年3月15日 発行

# 龍谷法學

第 53 卷 第 4 号

---

木下 秀雄 教授  
福島 至 教授

退職記念論集

---

龍谷大学法学会

木下秀雄教授  
福島 至教授

退職記念論集



木下秀雄教授



福島 至教授

## 目 次

巻頭言	本多 滝夫	1 (1073)
木下秀雄先生献辞	武井 寛	3 (1075)
福島 至先生献辞	石塚 伸一	5 (1077)

## 論 説

刑事確定訴訟記録と学問の自由 ——学術に対する介入と研究者の“現存在 (Dasein)”——	石塚 伸一	9 (1081)
強行法規違反と不法行為 ——旧労働契約法20条をめぐって——	牛尾 洋也	37 (1109)
インターネット上の表現による 法益侵害の継続とその削除	金 尚均	75 (1147)
コロナ災害の中のイタリア政治 — 国会議員3分の1削減の国民投票と6州選挙結果が示すもの —	高橋 進	97 (1169)
経済制裁の法的規律(1) ——対ロシア制裁の検討——	山田 卓平	129 (1201)
労働者供給の構造：供給先と労働者の法的関係 — 労供労連と厚労省の交渉をめぐって —	萬井 隆令	159 (1231)
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) によるパンデミック 下の刑事司法制度と犯罪被害者支援： イギリスで最初のロックダウン後に生じた影響を手がかりに	吉村 真性	185 (1257)
憲法尊重擁護義務から要請される市民の監視について ——表現の自由に対する給付の議論に触れて——	大芝 理穂	205 (1277)
判例内縁法の新展開(5) ～昭和後期の裁判例を中心として～	岡本 詔治	235 (1307)

「法社会学論争」の教訓（十五）

- 市民法学（ないし市民法論）の〈戦前〉と〈戦後〉・  
ひとつの素描 ——  
—— 大正デモクラシー期の平野義太郎（その2・完）—— …… 川角 山和 …… 267 (1339)

歴史認識と日韓の「和解」への道（その11）

- 「記憶・責任・未来」を掲げるドイツモデルによる  
解決は可能か？ …… 戸塚 悦朗 …… 301 (1373)

チャーチル政権と原爆、1943～1945年（4） …… 橋口 豊 …… 333 (1405)

戦国大名武田氏における暴力の規制について（8） …… 畠山 亮 …… 353 (1425)

ドイツ家庭事件・非訟事件手続法における  
関係人の協力義務の規定について（4） …… 浦谷 知絵 …… 367 (1439)

研究ノート

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（1）  
～連載を始めるにあたって～ …… 石塚 伸一 …… 401 (1473)

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（2）  
…………… 金子 武嗣／橋口 直太／田中 太朗 …… 421 (1493)

講 演

「失敗を未来につなげる社会へ」 …… 福島 至 …… 535 (1607)

判例研究

アルバイト作業員であるにすぎない被告人に  
覚せい剤所持及び営利目的が認められた事例  
（名古屋地判令和2年1月20日LEX/DB25564950） …… 玄 守道 …… 559 (1631)

翻 訳

イエーリング『ローマ私法における帰責要素』（1）  
— R. v. Jhering, Das Schuldmoment im Römischen Privatrecht, 1867 —  
…………… ルドルフ・フォン・イエーリング（著）／川角 山和（翻訳） …… 577 (1649)

ヴァルター・グロップ『刑法総論』(第4版、2015年)(14)  
(*Walter Gropf*, Strafrecht Allgemeiner Teil, 4. Auflage, 2015)  
……………金 尚均・玄 守道(監訳)／富川雅満(翻訳) ……595 (1667)

木下秀雄 教授 略歴および業績一覧 ……………623 (1695)

福島 至 教授 略歴および業績一覧 ……………639 (1711)

法学会記事

第53巻総目次

## 『龍谷法学』第53巻第4号の刊行に寄せて

『龍谷法学』第53巻第4号は、2021年3月にご定年を迎えられる福島至先生と木下秀雄先生、お二人の先生の退職記念論集として刊行いたします。

福島先生におかれては1994年にご着任いただき、木下先生におかれては2017年にご着任いただきました。先生方のご貢献とご功績の詳しい紹介は、ゆかりのある法学会会員の手による献辞にお譲りいたしますが、お二人の法学教育への熱意と法律学の研究に向われる真摯な姿は私どもの範となるものでございました。このたび、無事定年を迎えられますことを大いにお慶び申し上げますとともに、4月からお姿をキャンパスに見ることができない寂しさも感じていることを吐露せずにはられません。

お二人のこれまでのご尽力とご貢献に心より感謝の意を申し上げるとともに、今後のご健勝とご活躍を祈念して、この退職記念論集を献呈いたします。

2021年1月31日

法学会会長 本多 滝夫

## 献辞

2021年3月、木下秀雄先生が定年を迎えられ、ご退職されます。

木下先生は、京都大学大学院法学研究科において片岡昇先生のもとで研鑽を積まれた後、1983年に立命館大学法学部助教授として着任されます。1989年には大阪市立大学法学部へのご転任、2017年3月に同教授を退職された後、2017年4月より龍谷大学法学部教授として、教育・研究に携わってこられました。

社会保障法の研究者としての先生は、『ビスマルク労働者保険法成立史』（有斐閣、1997年）に示されるような社会保障の基礎研究のうえにたつて、医療・介護、障害者、保育、年金および生活保護等、社会保障法の広大な領域をカバーする研究に邁進してこられました。その際、現実の社会保障運動と手を携えて歩んでこられたのが、一貫した先生の研究スタイルであるといつてよいのではないかと思料します。先生が編者のお一人である『判例 生活保護 わかる解説と判決全データ』（山吹書店、2020年）もその成果の一つでありましよう。その「はじめに」には、「生活保護にかかわる判例の多くは、当事者の強い思いと、行政との折衝段階から関与していることが多い法曹関係者による無私の支援により『作り出されてきたもの』である」との指摘があります。その支援の輪の中に木下先生がおられたことはいうまでもありません。また、龍谷大学では、他大学の研究者とともに「京都社会法研究会」を運営されてこられました。その研究は、龍谷大学・社会科学研究所叢書『雇用・生活の劣化と労働法・社会保障法－コロナ禍を生き方・働き方の転機に』として、2020年度中に刊行される予定です。

龍谷大学における先生の教育活動は、「社会保障法」はもちろんの

こと、他学部用の「労働法入門」や法学部生対象の「労働と法」の講義をはじめ、学部ゼミ、社会人学生を中心とした大学院ゼミを運営し、昨年春からのコロナ禍の下では、オンラインと対面のハイブリッド授業という苦難も経験されるなか、真摯に授業に取り組まれ、多くの卒業生、修了生を世に送り出してこられました。また、学内業務においては、大阪市立大学で法学研究科長や評議員を務められた先生は、龍谷大学法学部でも教務委員、ハラスメント問題員、法律相談員等を務められ、学部運営にも労惜しみなく携わり、貢献してこられました。入試の出題委員はことのほかしんどかったと述懐されておられます。

木下先生の研究、法学教育および学内業務に捧げられたご貢献は、われわれの範として記憶に刻まれることでありましょう。私はまだ龍谷大学法学部着任後一年半に満たない新参者ですが、2020年4月以降、コロナ禍の下、オンラインでの授業、教授会等が常態となるなかで、それまではお昼休みや教授会の前後、研究会後の飲み会等において木下先生と歓談する機会があり、多くの教えを受けることができたのですが、それ以後はそのような機会をほとんど失うこととなりました。日々大学でお目にかかり薫陶をうけるという同僚・木下先生との大学生活が、実質的にはほぼ半年しかなかったこととなります。このことは、かえすがえすも残念でなりません。

木下先生の研究・社会活動への熱意は、定年を迎えられた後においても、冷めることなどないにちがいないでしょう。木下先生のご退職はまことに心残りですが、今後とも、研究会等においてご指導をいただきたいと思います。最後に、木下先生のご健康とますますのご活躍を願って、献辞とさせていただきます。

法学会会員 武井 寛

## 献 辞

福島至教授は、1953年、宮城県仙台市に生まれた。高校卒業後、1971年に東北大学工学部に入学し、同学部を卒業された。1977年に同大学法学部に入学し、同学部卒業後、同大学大学院法学研究科博士前期・後期課程を修了し、法学修士および博士の学位を取得している。

1988年に弘前大学教養部に奉職し、専任講師・助教授を経て、1994年に龍谷大学法学部助教授に就任し、1995年に教授に昇進した。2005年には、弁護士登録し、現在も京都弁護士会に所属し、刑事事件を中心に実務に携わっている。なお、1999年には英国ブリストル大学に研究員として留学されている。

福島教授の研究は、博士学位取得論文である「略式手続の研究」に始まり、刑事確定訴訟記録、法医鑑定と検死制度、国際人権法と刑事法などをテーマに展開されてきた。近年は、故團藤重光（最高裁判所判事・東京大学名誉教授）の研究にも向けられている。

研究のスタイルは、複雑怪奇な刑事司法実務の中から、誰も気づかないような問題や人権の蹂躪を剔抉し、そこに法の光を当てることをその本領としている。他面、権威的な非合理や無駄な労力を嫌うところがあり、待ち合わせ時間ギリギリに現れる。電車のドアの閉まる直前にスーッと滑り込むような時に至上の快感をかんじるそうである。文章は、無駄のない正確さを身上とし、術学的な表現を嫌う。

教育については、学生とのコンパの数は誰にも引けを取らないことを自負している。これは、敬愛する師匠、小田中聰樹先生から受け継いだ東北大学刑事法の「伝家の宝刀」のようである。新型コロナウイルスの流行のため、外での飲食が制限され、さぞや寂しいことであろう。事態の収束を願うばかりである。

社会活動では、アムネスティー・インターナショナルや京都・当番弁護士を支える市民の会などの市民活動で中心的な役割を果たしてこられた。また、龍谷大学矯正・保護総合センターのセンター長を務めた経験などから、犯罪や非行をおこなった人たちの社会復帰に強い関心を示し、保護司も務めている。弁護士としても、国選事件や弱い立場にある人たちの刑事事件を通じて人権の保障に貢献するとともに、弁護士会の委員会活動を通じて、刑事司法の改革にも貢献している。死刑廃止運動もライフワークのようであり、国際人権法の観点から光を当てる新たな試みにも取り組んでいる。

わたしが福島さんと初めて会ったのは、若手の研究者の集まりであった。酒が取り持つ縁ですぐに気が合い、たびたび深酒をし、翌日の反省を余儀なくされたこともあった。わたしのドイツ留学のときも、ゲッティンゲンを訪れ、ハンス・ルートヴィヒ・シュライバー教授のお宅を訪問したときには、日本とドイツの犯罪発生率の違いを自説の「草食と肉食」で説明し、後に教授から、「あの賢い日本人は、元気が？」と聞かれたことがある。寡黙に微笑みだけの日本人を見てきた教授にとって、ワインの勢いで雄弁に語る日本人は印象的だったようだ。

何度も一緒に旅行をした。ポーランドのアウシュビッツ＝ビルケナウ収容所を訪れたときは、しばし言葉が出なかった。一緒に行った牛尾洋也さん娘さんたちの笑顔に救われた。永山則夫さんの実家を探しに青森県の板柳に行ったこともあった。廃墟になった長屋を発見し、「赤貧洗うがごとき」とはこうしたことかと思った。このときには「弘前大学教授夫人殺人事件」の冤罪被害者である那須隆さんのご自宅を訪問しお話を伺った。若い検察官が、年度末になると仮払いの賠償金の返還請求にくるのだという。全国の検察官から1万円ずつ集めて、払ってくれば問題は解決するというと、寂しそうに帰っていく

のだそうだ。毎年夏になると、矯正・保護課程の研修旅行で各地の刑事施設を訪問してきた。北は北海道から南は沖縄まで。国内ほとんどの刑事施設を訪問している。

最近では、一緒に旅行することも、深酒することも少なくなった。互いの腹の中が見透かされてしまうからであろうか。何を考えているかは察しがつく。取返して話さずともいいようにも思う。

福島さんは、「博士の学位のことを、足の裏の米粒」だと言う。「なくでもいいけれど、あると気になる」のだそうだ。

福島さんは、刑事確定訴訟記録の閲覧訴訟に勝訴したと電話したとき、おめでとうとも言わずに「まだ、最高裁がある」と言った。

福島さんは、「石塚の葬儀の委員長を務める」のだと繰り返し言う。

この30年、人生の節目ふしめで、時代をともにしてきた戦友であり、同僚であり、友だちであった。

父君は東北大学の教授、母君はお能のお家元という血筋に生まれた。無類の美声で声を通る。NHKの視点論点に出演したときはワン・テイクで収録した。素人には珍しいことらしい。高校の頃は放送部だったそうだ。これからも元気で、その通る声で「嫌味たっぷりの弁舌」を聞かせていただきたい。葬儀委員長は、必ず務めてほしい。

四半世紀に及ぶ龍谷大学法学部への貢献に感謝して、本号を献呈させていただきます。

2021年1月11日

法学会会員 石塚伸一

~~~~~  
法学会記事  
~~~~~

2020年度 法学会研究会

日 時：2020年9月13日（日）19：00～22：00

報告者：伊藤 建氏（弁護士）

大島 義則氏（弁護士）

斎藤 司氏（本学法学部 教授）

テーマ：憲法・行政法・刑訴法の思考プロセス

—2020年度司法試験への活用を通じて—

執筆 者 紹 介 (掲載順)

石 塚 伸 一	本学法学部 教授
牛 尾 洋 也	本学法学部 教授
金 尚 均	本学法学部 教授
高 橋 進	本学 名誉教授
山 田 卓 平	本学法学部 教授
萬 井 隆 令	本学 名誉教授
吉 村 真 性	九州国際大学法学部 教授
大 芝 理 穂	本学大学院 法学研究科博士後期課程 院生
岡 本 詔 治	本学 名誉教授
川 角 由 和	本学法学部 教授
戸 塚 悦 朗	元本学法科大学院 教授
橋 口 豊	本学法学部 教授
畠 山 亮	本学法学部 教授
浦 谷 知 絵	本学大学院 法学研究科 研究生
金 子 武 嗣	大阪弁護士会
橋 口 直 太	京都弁護士会
田 中 太 朗	大阪弁護士会
福 島 至	本学法学部 教授
玄 守 道	本学法学部 教授
富 川 雅 満	九州大学大学院法学研究院 准教授

# 龍谷法学 第53巻 総目次

巻頭言	……………本多 滝夫	[ 4 ]…1073
木下秀雄先生献辞	……………武井 寛	[ 4 ]…1075
福島 至先生献辞	……………石塚 伸一	[ 4 ]…1077

## 論 説

[号] 通頁

社債の利息に対する利息制限法の適用の可否 —東京地判令和元・6・13金判1573号34頁を題材として— ……………神吉 正三	[ 1 ]… 1
滋賀県下の自治体議会改革の現状と課題 —全自治体アンケート調査の報告と分析— ……………高橋 進/本多滝夫/瓜生昌弘/山口 剛	[ 1 ]… 47
終末期の受刑者とファースト・ステップ法 —Compassionate Releaseの拡大と課題— ……古川原明子	[ 1 ]… 131
判例内縁法の新展開 (2) ～昭和後期の裁判例を中心として～ ……岡本 詔治	[ 1 ]… 159
「法社会学論争」の教訓 (十二) —市民法学 (ないし市民法論) の<戦前>と<戦後>・ ひとつの素描— ……川角 由和	[ 1 ]… 193
歴史認識と日韓の「和解」への道 (その8) —2018年韓国大法院判決の衝撃と「植民支配」の不法性判断への対応— ……………戸塚 悦朗	[ 1 ]… 223
基本的人権としての生命権の再定位 ……山内 敏弘	[ 2 ]… 461
当事者の提出しない自由と私的自治 —いわゆる事案解明義務論検討のための準備的考察 ……………堀 清史	[ 2 ]… 511
判例内縁法の新展開 (3) ～昭和後期の裁判例を中心として～ ……岡本 詔治	[ 2 ]… 545
「法社会学論争」の教訓 (十三) —市民法学 (ないし市民法論) の<戦前>と<戦後>・ ひとつの素描— ……川角 由和	[ 2 ]… 579

African Student Associations in Britain before the West African Students' Union	Takehiko Ochiai	[3]… 745
「法と感情」研究に関する覚え書き	橋本 祐子	[3]… 765
判例内縁法の新展開（４） ～昭和後期の裁判例を中心として～	岡本 詔治	[3]… 787
「法社会学論争」の教訓（十四） ——市民法学（ないし市民法論）の<戦前>と<戦後>・ひとつの素描—— ——大正デモクラシー期の平野義太郎（その１）——	川角 由和	[3]… 817
刑事確定訴訟記録と学問の自由 ——学術に対する介入と研究者の“現存在（Dasein）”——	石塚 伸一	[4]…1081
強行法規違反と不法行為 ——旧労働契約法20条をめぐる——	牛尾 洋也	[4]…1109
インターネット上の表現による 法益侵害の継続とその削除	金 尚均	[4]…1147
コロナ災害の中のイタリア政治 ——国会議員3分の1削減の国民投票と6州選挙結果が示すもの——	高橋 進	[4]…1169
経済制裁の法的規律（１） ——対ロシア制裁の検討——	山田 卓平	[4]…1201
労働者供給の構造：供給先と労働者の法的関係 ——労供労連と厚労省の交渉をめぐる——	萬井 隆令	[4]…1231
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によるパンデミック 下の刑事司法制度と犯罪被害者支援： イギリスで最初のロックダウン後に生じた影響を手がかりに	吉村 真性	[4]…1257
憲法尊重擁護義務から要請される市民の監視について ——表現の自由に対する給付の議論に触れて——	大芝 理穂	[4]…1277
判例内縁法の新展開（５） ～昭和後期の裁判例を中心として～	岡本 詔治	[4]…1307
「法社会学論争」の教訓（十五） ——市民法学（ないし市民法論）の<戦前>と<戦後>・ひとつの素描—— ——大正デモクラシー期の平野義太郎（その２・完）——	川角 由和	[4]…1339

歴史認識と日韓の「和解」への道（その11） ——「記憶・責任・未来」を掲げるドイツモデルによる解決は可能か？ .....戸塚 悦朗	[ 4 ]...1373
チャーチル政権と原爆、1943～1945年（4） .....橋口 豊	[ 4 ]...1405
戦国大名武田氏における暴力の規制について（8） .....畠山 亮	[ 4 ]...1425
ドイツ家庭事件・非訟事件手続法における 関係人の協力義務の規定について（4） .....浦谷 知絵	[ 4 ]...1439

## 研究ノート

死刑および終身刑に対する市民意識 .....大谷 彬矩／山崎 優子	[ 1 ]... 273
韓国における改正国民基礎生活保障法の特徴と課題 ——オーダーメイド型個別給与は、福祉の死角地帯を解消したのか—— .....西村 憲次	[ 1 ]... 293
高齢受刑者と末期受刑者に対する処遇——イギリスの実践 .....古川原明子	[ 2 ]... 613
美術作品と鑑賞者との法的関係を考える.....石井 幸三	[ 3 ]... 851
最低生活保障制度に関する立法裁量と人間の尊厳 ——ドイツ連邦憲法裁判所2019年11月5日判決の検討 .....木下 秀雄	[ 3 ]... 875
『法の精神』における基本語彙について ——分節の達人Montesquieu—— .....児玉 寛	[ 3 ]... 899
幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（1） ～連載を始めるにあたって～.....石塚 伸一	[ 4 ]...1473
幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（2） .....金子 武嗣／橋口 直太／田中 太郎	[ 4 ]...1493

講演

「失敗を未来につなげる社会へ」

……………福島 至 [4]…1607

判例研究

アルバイト作業員であるにすぎない被告人に  
覚せい剤所持及び営利目的が認められた事例  
(名古屋地判令和2年1月20日LEX/DB25564950) ……

玄 守道 [4]…1631

翻訳

ドイツにおける消費者紛争解決

……………ペーター・ゴットバルト(著)／出口雅久(訳) [1]… 355

転轍手4.0－

自動化された運転システムのプログラマーに関する実体刑法上の責任

……………リアーネ・ヴェルナー(著)／田村 翔(訳) [1]… 373

物権的返還請求権(3)

—*Eduard Picker, Der vindikatorische Herausgabeanspruch*—

……………エドゥアルト・ピッカー(著)／川角 由和(翻訳) [1]… 397

ヴァルター・グロップ『刑法総論』(第4版、2015年)(13)

(*Walter Gropp, Strafrecht Allgemeiner Teil, 4. Auflage, 2015*)

……………金 尚均・玄 守道(監訳)／富川雅満(翻訳) [1]… 415

物権的返還請求権(4)

—*Eduard Picker, Der vindikatorische Herausgabeanspruch*—

……………エドゥアルト・ピッカー(著)／川角 由和(翻訳) [2]… 643

物権的返還請求権(5・完)

—*Eduard Picker, Der vindikatorische Herausgabeanspruch*—

……………エドゥアルト・ピッカー(著)／川角 由和(翻訳) [3]… 937

イェーリング『ローマ私法における帰責要素』(1)

—*R. v. Jhering, Das Schuldmoment im Römischen Privatrecht, 1867*—

……………ルドルフ・フォン・イェーリング(著)／川角 由和(翻訳) [4]…1649

ヴァルター・グロップ『刑法総論』(第4版、2015年)(14)

(*Walter Gropp, Strafrecht Allgemeiner Teil, 4. Auflage, 2015*)

……………金 尚均・玄 守道(監訳)／富川雅満(翻訳) [4]…1667

資 料

EUにおける現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正（1） ……………中田邦博／カライスコス アントニオス／古谷貴之	[1]… 669
歴史認識と日韓の「和解」への道（その9） —ILO2018年専門家委員会見解とソウル中央法院に提出された意見書—【資料】 ……………戸塚 悦朗	[2]… 711
ニーブーア『ローマ史』序文の翻訳と訳注（2） —歴史記述とEthos— ………………児玉 寛	[3]… 963
歴史認識と日韓の「和解」への道（その10） —ILO2018年専門家委員会見解とソウル中央法院に提出された意見書—【資料の続き】 ……………戸塚 悦朗	[3]… 997
EUにおける現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正（2） ……………中田邦博／カライスコス アントニオス／古谷貴之	[3]…1037
木下秀雄 教授 略歴および業績一覧 ……………	1695
福島 至 教授 略歴および業績一覧 ……………	1711
法学会記事……………	1723
第53巻総目次……………	655
法学会消息……………	441
法学会2019年度決算報告書……………	451
法学会会則……………	457

The Commemorative Issue for the Retirement of  
Prof. Hideo KINOSHITA  
Prof. Itaru FUKUSHIMA

---

Foreword  
.....Takio HONDA ( 1 )

Farewell Address to Prof. Hideo KINOSHITA  
..... Hiroshi TAKEI ( 3 )

Farewell Address to Prof. Itaru FUKUSHIMA  
..... Shinichi ISHIZUKA ( 5 )

*Articles*

Final Criminal Case Records and Academic Freedom:  
Intervention in the Academism and “Dasein” as a Scholar  
..... Shinichi ISHIZUKA ( 9 )

Verstoß gegen zwingende Vorschriften und unerlaubte Handlung  
— Zu Artikel 20 des früheren Arbeitsvertragsgesetzes —  
..... Hiroya USHIO ( 37 )

Dauerhaftigkeit der Rechtsgutsverletzung und  
Löschung bei online Hassrede  
..... Sangyun KIM ( 75 )

Italian Politics in Coronavirus (COVID-19) Pandemic  
Referendum on Reduction of Parliamentary members and  
Elections of Regions  
..... Susumu TAKAHASHI ( 97 )

Legal Regulation of Economic Sanctions ( 1 )  
A Study of Sanctions against Russia  
..... Takuhei YAMADA (129)

The structure of the supply of worker's .....	Takayoshi YOROI (159)
The Criminal Justice System and the Crime Victim Support under a Novel Coronavirus (COVID-19) Pandemic Implications after the First Lockdown in the United Kingdom .....	Shinsho YOSHIMURA (185)
Civil monitoring from the Obligation to Respect and Uphold the Constitution of Japan With Reference to the Controversy over “Governmental Allocation” to Freedom of Expression .....	Riho OSHIBA (205)
Lo nuovo sviluppo sulla convenienza <i>more uxorio</i> in giurisprudenza (5) Relativa alle casista in seconda metà di Showa. .....	Shoji OKAMOTO (235)
Eine kritische Analyse über „die Kontroverse von der Rechtssoziologie“ in Japan (15) „Vor“ und „Nach“ des Zweiten Weltkrieges von den japanischen Zivilrechtstheorien—Yoshitaro Hirano (Nr. 2) .....	Yoshikazu KAWASUMI (267)
Historical Recognition and a Way Towards the Japan-Korea Reconciliation (Part 11) Is the Solution based on the German Model possible? .....	Etsuro TOTSUKA (301)
Churchill Administration and the Atomic Bomb, 1943-1945 (4) .....	Yutaka HASHIGUCHI (333)
Regulation of violence at Sengoku-daimyo Takeda (8) .....	Ryo HATAKEYAMA (353)
Zur Mitwirkungspflicht der Beteiligten im Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (4) .....	Tomoe URATANI (367)

*Notes*

A Study on Treason against Emperor  
in the case of Kōtoku Shūsui (1911) Part 1 Introduction  
..... Shinichi ISHIZUKA (401)

A Study on Treason against Emperor  
in the case of Kōtoku Shūsui (1911) Part 2  
..... Takeshi KANEKO, Naota HASHIGUCHI and Taro TANAKA (421)

*Lecture*

How to Prevent a Recurrence of the Same Tragedy -  
We Should Draw Lessons from a Failure.  
..... Itaru FUKUSHIMA (535)

*Case law study*

Besprechung vom Landesgericht Nagoya, Urteil vom 20.  
Januar 2020  
..... Sudo HYUN (559)

*Translations*

R. v. Jhering, Das Schuldmoment im Römischen Privatrecht (1)  
..... Yoshikazu KAWASUMI (577)

*Walter Gropp*, Strafrecht Allgemeiner Teil, 4. Auflage, 2015  
..... Sangyun KIM / Sudo HYUN / Masamitsu TOMIKAWA (595)

2020年度 龍谷大学法学会役員および評議員

会長 本多 滝夫	川角 由和 木下 秀雄	濱中 新吾 玄 守道	橋口 豊 古川原 明子
副会長 神吉 正三	金 尚均 越山 和広	福 鳥 至 堀 清史	庶務委員 中田 邦博
評議員 石崎 学	斎藤 司寛 武井 寛	松尾 秀哉 山田 卓平	瀬 畑 源 会計委員
石塚 伸一	寺川 史朗 野々上 敬介	吉岡 祥充 若林 三奈	河村 尚志 会計監査委員
石塚 武志	橋本 祐子	渡辺 博明	赤池 一将
今川 嘉也	畠山 亮	編集委員	
牛尾 洋也	浜井 浩一	丹羽 徹	
大森 健彦	濱口 晶子	鈴木 龍也	

龍 谷 法 学 第53巻 第4号

2021年3月8日 印刷

2021年3月15日 発行

編 集 兼  
発 行 人  
発 行 所

龍谷大学法学会会長 本多 滝夫

龍谷大学法学会

京都市伏見区深草塚本町67

電話 (075) 645-7922

印 刷 所

サンメッセ株式会社

京都市下京区西洞院通七条下る東塩小路町607-10

電話 (075) 366-0124

# RYUKOKU HOGAKU

*Ryukoku Law Review*

Vol. 53, No. 4

March 2021

---

The Commemorative Issue for  
the Retirement of  
Prof. Hideo KINOSHITA  
Prof. Itaru FUKUSHIMA

---

*Published by*  
The Association of Law and Politics  
Ryukoku University  
Kyoto, Japan